鳥取県補助金等審査会（起業創業促進事業補助金審査会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、起業創業促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第２条　審査会は、鳥取県ローカルベンチャー支援補助事業及び鳥取県起業創業トライ補助事業の採択に関する事項について審議するとともに、起業家育成に係る事業プランへの指導及びアドバイスも行うものとする。

（組織）

第３条　審査会は、５名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者、事業プランへの指導及びアドバイスができる者のうちから、知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

（委員長）

第５条　審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員（委員長が定まる前にあっては、商工労働部産業未来創造課長（以下「産業未来創造課長」という。））が、その職務を代理する。

（審査方法）

第６条　各委員は、審査要領により審査するものとする。

（結果の連絡等）

第７条　産業未来創造課長は、前条の審査結果を踏まえ、その結果について審査を受けた全ての個人、団体に文書で通知することとする。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、鳥取県商工労働部産業未来創造課において行う。

（委員の秘密保持義務）

第９条　委員は、審査の過程で知り得た団体等の秘密を厳守するとともに、正当な理由がなく、これを自己の利益のために利用してはならない。委員の任期終了後においても同様とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年５月１３日から施行する。